

令和6年第2回

栄町農業委員会総会議事録

栄町農業委員会

- 1 開催日時 令和6年2月8日(木) 午後3時00分から午後3時35分
- 2 開催場所 栄町役場庁舎5階第2会議室
- 3 出席委員(8名)

会	長	8番	宮本	敏郎
委	員	1番	増田	榮
		2番	鈴木	憲司
		3番	長崎	光男
		4番	野村	斗士夫
		5番	長谷川	貴子
		6番	岩井	秀喜
		7番	朝倉	友子
- 4 欠席委員 なし
- 5 議事日程
 - 第1 議事録署名委員の指名
 - 第2 会議書記の指名
 - 第3 議事
 - 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
 - 議案第3号 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について
 - 議案第4号 令和5年度第9次農用地利用集積計画の承認について
 - 議案第5号 令和5年度第10次農用地利用集積計画の承認について
 - 議案第6号 農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について
 - 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
 - その他
- 6 出席職員

農業委員会事務局長	大野	茂夫
農業委員会事務局次長	森田	勲
農業委員会事務局主査	青木	秀直
- 7 農地利用最適化推進委員(6名)

日暮	秀男	岩竹	一哉	岩田	公夫
後藤	良和	青木	秀樹	齊藤	博之

◎開会

午後 3 時 0 0 分開会

○事務局長（大野茂夫）

それでは、始めさせていただきます。起立、礼。

○議長（宮本敏郎）

ただ今より、令和 6 年第 2 回栄町農業委員会総会を開会します。本日の委員 8 名中 8 名出席ですので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項により、総会は成立しております。

◎議事録署名委員の指名

○議長（宮本敏郎）

議事日程第 1 の議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただいて異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（宮本敏郎）

それでは、5 番長谷川貴子委員、6 番岩井秀喜委員にお願いします。

◎会議書記の指名

○議長（宮本敏郎）

議事日程第 2 の会議書記の指名を行います。本日の会議書記には、農業委員会事務局職員の森田氏と青木氏を指名します。

○議長（宮本敏郎）

それでは議事に入ります。

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、を議題とし、整理番号 1 について、事務局の説明を求めます。

○事務局長（大野茂夫）

それでは、1 ページ 議案第 1 号 整理番号 1 について、ご説明させていただきます。場所につきましては、2 ページをご覧ください。

農地の所在は、脇川字上加輪、地目は登記簿・現況共に田、農振農用地で面積は、588 m²他 1 筆で、合計 988 m²です。

譲渡人・譲受人・経営面積は記載のとおりです。

本件は、農地の売買により所有権移転を目的として、農地法第 3 条の許可を申請したものです。

譲受人の労力総数は 1 人、申請事由は、譲渡人が農地の処分、譲受人が規模拡大になります。

それでは、農地法第 3 条第 2 項各号の審査基準に適合するかどうか検討した結果をご説明します。

まず、耕作の事業に必要な機械の所有状況、農業に従事する者の数等から、同項第 1 号

の全部効率利用要件及び、同項第4号の農作業常時従事要件は問題ないと思われま

次に、譲受人は法人ではなく、また信託行為ではないので、同項第2号の法人要件及び同項第3号の信託の禁止には該当いたしません。

次に、申請地は譲渡人の自作地なので、同項第5号の転貸等の禁止は該当いたしません。

最後に、同項第6号の地域との調和要件ですが、申請地は水田で、譲受人は許可後も水稻を作付けする計画なので問題はないと思われま

以上、説明とさせていただきます。

○議長（宮本敏郎）

続いて、現地調査を行っておりますので、その結果を朝倉委員から報告願います。

○7番（朝倉友子）

申請された農地について現地を確認しました。申請地の農地は綺麗に耕耘されており、適正に管理されておりました。特に問題はないと思われま

○議長（宮本敏郎）

続いて、農地利用最適化推進委員の齋藤さんから、ご発言がありましたらお願いします。

○農地利用最適化推進委員（齋藤博之）

現地を確認したところ、特に問題はありませんでした。

○議長（宮本敏郎）

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

（挙手なし）

○議長（宮本敏郎）

発言がないようですので、以上で質疑を打ち切り採決します。

議案第1号 整理番号1を原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めま

（賛成者挙手）

○議長（宮本敏郎）

挙手全員、よって、議案第1号 整理番号1については、許可することに決定しました。

○議長（宮本敏郎）

次に、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について、を議題とし、整理番号1について事務局の説明を求めま

○事務局長（大野茂夫）

それでは、3ページ 議案第2号 整理番号1についてご説明させていただきます。場所については4ページをご覧ください。

農地の所在は、西字西耕地、地目は登記簿・現況共に畑、面積は1,161㎡です。

譲渡人、譲受人は記載のとおりです。

本件は、農地の転用を伴う所有権移転を目的として、農地法第5条の許可を申請したものです。

転用事由は太陽光発電施設パネル148枚を設置するものです。

それでは、農地法第5条第2項各号の審査基準に適合するかどうか検討した結果をご説明いたします。

まず、申請地の立地基準上の区分ですが、申請地は農振農用地及び第1種農地ではありません。

また、市街地化の傾向が著しい区域にある第3種農地にも該当いたしません。結果として、小集団の生産性の低い第2種農地に該当すると判断します。

第2種農地の場合、申請地に代えて他の土地を供することで、事業の目的を達成できる時は許可しないとされていますが、他に代替できる適当な土地が無いとのことなので問題ないと考えます。

次に、一般基準ですが、同項第3号の申請目的実現の確実性は、申請書に添付されている事業計画書、残高証明書等から問題はないと思われます。

次に、同項第4号の周辺農地への支障ですが、隣接農地所有者には説明をしており、意見はないとのこと。また、埋立ては行わず転圧をかけて整地し、雨水については敷地内に浸透させる計画となっており、隣接地との境にはフェンスを設置し、パネルの角度が10度と小さく、高さも1.4m程度と計画していることから、周辺への影響は及ぼさないと判断いたします。

次に、同項第5号及び同項第6号については一時転用ではないため該当いたしません。

最後に今回の申請は農地を採草放牧地に転用するものではないので、同項第7号には該当いたしません。以上、説明とさせていただきます。

○議長（宮本敏郎）

続いて、現地調査を行っておりますので、その結果を朝倉委員から報告願います。

○7番（朝倉友子）

現地を確認しました。申請地は更地の状態でした。

また、隣接農地への影響については、事務局からの説明のとおり問題はないと思われます。以上です。

○議長（宮本敏郎）

続いて、農地利用最適化推進委員の青木さんから、ご発言がありましたらお願いします。

○農地利用最適化推進委員（青木秀樹）

現地を確認したところ、特に問題はないと思います。

○議長（宮本敏郎）

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

(挙手なし)

○議長（宮本敏郎）

発言がないようですので、以上で質疑を打ち切り採決します。

議案第2号 整理番号1を原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長（宮本敏郎）

挙手全員、よって、議案第2号 整理番号1については、許可相当の意見を付して進達することに決定しました。

○議長（宮本敏郎）

次に、議案第3号 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願いについて、を議題とし、整理番号1について、事務局の説明を求めます。

○事務局長（大野茂夫）

それでは、6ページ、議案第3号 整理番号1について、ご説明させていただきます。

場所につきましては、7ページをご覧ください。

農地の所在は、矢口字椎ノ木、地目は登記簿が畑、面積は512㎡です。

申請人及び所有者は記載のとおりで、土地の地目変更登記をしたいために、農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願いが提出されたものでございます。

それでは、「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願」についてご説明いたします。

農地を農地以外の地目に変更する場合につきましては、農地法の規定により許可を要することとなっておりますが、県の転用事務指針によりまして、農地法の許可を要しないと認められる土地につきましては「現況確認書」を添付すれば地目変更の登記手続を行うことができますとされております。

この「現況確認書」は県知事が発行することとなりますが、農業委員会に証明願が提出された時は、現地調査を実施し、要件を満たすかどうかの意見を付して県に進達することとなっております。

それでは農地法の許可を要しないと認められる土地というのはどういうものかと言いますと、天災地変によって農地性を失った土地で農地に回復することが困難であると認められるものや、現況が農地以外の土地となっていることが明白なもののうち、農地法所定の許可を受けないまま20年以上経過しており、かつ、その間に農地法第51条の規定により現状回復命令等の違反転用の処分を受けていないものなどが挙げられています。

それでは、今回の議案のご説明ですが、申請地は現在も居宅として使用されているもので、既存の建物の状況や平成6年11月4日に国土交通省国土地理院が撮影しました航空写真から見ても20年以上農地以外の土地となっていることが明白なものに当たると考えられます。

また、農地法第51条の規定による原状回復命令等の違反転用の処分も受けておりません。以上、説明とさせていただきます。

○議長（宮本敏郎）

続いて、現地調査を行っておりますので、その結果を鈴木委員から報告願います。

○2番（鈴木憲司）

現地を確認したところ、申請地は、申請人の居宅として現在も使用されている状態でした。以上です。

○議長（宮本敏郎）

続いて、農地利用最適化推進委員の岩田さんから、ご発言がありましたらお願いします。

○農地利用最適化推進委員（岩田公夫）

現地を確認したところ、利用状況については支障ないと判断ができます。以上です。

○議長（宮本敏郎）

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

（挙手なし）

○議長（宮本敏郎）

発言がないようですので、以上で質疑を打ち切り採決します。

議案第3号 整理番号1を原案のとおり非農地と認められることに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（宮本敏郎）

挙手全員、よって、議案第3号 整理番号1については、非農地と認められる旨の意見を付して進達することに決定しました。

○議長（宮本敏郎）

続いて、議案第3号 整理番号2について、を議題とし、事務局の説明を求めます。

○事務局長（大野茂夫）

それでは、6ページ、議案第3号 整理番号2について、ご説明させていただきます。場所につきましては、8ページをご覧ください。

農地の所在は、酒直字天ノ宮、地目は登記簿が田、面積は1,783㎡です。

申請人及び所有者は記載のとおりで、本件も、土地の地目変更登記をしたいために、農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願いが提出されたものでございます。

申請地は倉庫及び事務所として20年以上使用されていたもので、既存の建物の状況や平成8年3月6日に国土交通省国土地理院が撮影しました航空写真から見ても20年以上農地以外の土地となっていることが明白なものに当たると考えられます。

また、農地法第51条の規定による原状回復命令等の違反転用の処分も受けておりませ

ん。以上、説明とさせていただきます。

○議長（宮本敏郎）

続いて、現地調査を行っておりますので、その結果を鈴木委員から報告願います。

○2番（鈴木憲司）

現地を確認したところ、申請地は、申請人宅の隣接地になります。現況は、事業で使用されていた倉庫及び事務所が建っていました。

また、資材等も置かれたままの状態でした。以上です。

○議長（宮本敏郎）

続いて、農地利用最適化推進委員の後藤さんから、ご発言がありましたらお願いします。

○農地利用最適化推進委員（後藤良和）

現地調査をした結果、特に問題はないと思います。

○議長（宮本敏郎）

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

（挙手なし）

○議長（宮本敏郎）

発言がないようですので、以上で質疑を打ち切り採決します。

議案第3号 整理番号2を原案のとおり非農地と認められることに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（宮本敏郎）

挙手全員、よって、議案第3号 整理番号2については、非農地と認められる旨の意見を付して進達することに決定しました。

○議長（宮本敏郎）

次に、議案第4号 令和5年度第9次農用地利用集積計画の承認について、を議題とし、整理番号1について事務局の説明を求めます。なお、この案件については、長谷川委員に関連する議案ですので、ここで退席をお願いします。

（長谷川委員退席）

○事務局長（大野茂夫）

それでは、9ページ、議案第4号 整理番号1について、ご説明させていただきます。場所につきましては、10ページをご覧ください。

農地の所在は、中谷字中谷、地目は登記簿・現況共に田、農振農用地で面積は、4,497

㎡他 1 筆で、合計 9,028 ㎡です。

内容は賃貸借権の設定で、貸付人、借受人、転貸人、経営面積は記載のとおりです。

また、10aあたりの賃借料は1.5俵になります。期間は令和6年2月20日から令和16年2月19日までの10年間となっております。

本件は、農地中間管理事業を活用した賃貸借権の設定になります。

農地の中間管理権を取得する「千葉県園芸協会」が、貸し手と借り手の間に入り農用地の転貸を行うものです。

この借受人については、認定農業者になり、耕作等の状況、農機具の所有状況、農作業に従事する者の数等からみて全部効率要件及び農作業常時従事要件は問題ないと思われます。

以上、説明とさせていただきます。

○議長（宮本敏郎）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

（挙手なし）

○議長（宮本敏郎）

発言がないようですので、以上で質疑を打ち切り採決します。

議案第4号 整理番号1を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（宮本敏郎）

挙手全員、よって議案第4号 整理番号1については、原案のとおり決定しました。長谷川委員は、入室して着席をお願いします。

（長谷川委員着席）

○議長（宮本敏郎）

次に、議案第5号 令和5年度第10次農用地利用集積計画の承認について、を議題とし、整理番号1について事務局の説明を求めます。

○事務局長（大野茂夫）

それでは、11ページ 議案第5号 整理番号1について、ご説明させていただきます。

場所につきましては、12ページをご覧ください。

農地の所在が北辺田字前原、地目は登記簿・現況共に畑、農振農用地で、面積は500㎡です。

譲渡人、譲受人、経営面積はそれぞれ記載のとおりです。

所有権の移転時期と引渡時期は、令和6年3月15日となっております。

本件は、農業経営基盤強化促進法に基づき、農地の所有権移転をするもので、譲受人は、町の認定農業者に登録されており、規模拡大を目指す意欲があり、今後、申請地にはネギ

を栽培する計画であり、周辺地域の農地利用に支障が生ずる恐れはないと考えます。

このことから、今回の利用集積計画は、町で定める基本的な構想に適合し地域との調和要件は問題ないと思われます。

また、譲受人の営農状況、農機具の所有状況、農作業に従事する者の数等から見て農作業常時従事要件及び全部効率利用要件は問題ないと思われます。

以上、説明とさせていただきます。

○議長（宮本敏郎）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

（挙手なし）

○議長（宮本敏郎）

発言がないようですので、以上で質疑を打ち切り採決します。

議案第5号 整理番号1を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（宮本敏郎）

挙手全員、よって議案第5号 整理番号1については、原案のとおり決定しました。

○議長（宮本敏郎）

次に、議案第6号 農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について、を議題とし、整理番号1について事務局の説明を求めます。なお、この案件については、野村委員に関連する議案ですので、ここで退席をお願いします。

（野村委員退席）

○事務局長（大野茂夫）

それでは、13ページ 議案第6号 整理番号1について、ご説明させていただきます。

整理番号1の農地については、以前、農地中間管理事業を活用し賃貸借権の設定をした農地になります。

今まで耕作していた借受人の事情により、農地を転貸人である「千葉県園芸協会」に返却し、従前と同じ契約内容で、新たに借受人のみを変更し賃貸借権の設定を行うものです。

場所につきましては、18ページをご覧ください。

整理番号1 農地の所在が中谷字中谷、地目は登記簿・現況共に田、農振農用地で面積は3,035㎡他6筆で、合計18,423㎡です。

内容は賃貸借権の設定で、貸付人、借受人、転貸人、経営面積は記載のとおりです。

また、10aあたりの賃借料は1.5俵になります。期間は令和6年2月20日からとなり、既に農地中間管理権が設定されているため、利用権の期間は残存期間となります。

借受人については、認定農業者になり、耕作等の状況、農機具の所有状況、農作業に従事する者の数等からみて全部効率要件及び農作業常時従事要件は問題ないと思われます。

以上、説明とさせていただきます。

○議長（宮本敏郎）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

（挙手なし）

○議長（宮本敏郎）

発言がないようですので、以上で質疑を打ち切り採決します。

議案第6号 整理番号1について、町に対し、意見なしとして回答することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（宮本敏郎）

挙手全員、よって議案第6号 整理番号1については、農業委員会として意見がない旨回答することに決定しました。野村委員は、入室して着席をお願いします。

（野村委員着席）

○議長（宮本敏郎）

続いて、議案第6号 整理番号2について、を議題とし、事務局の説明を求めます。

○事務局長（大野茂夫）

それでは、14ページ 議案第6号 整理番号2について、ご説明させていただきます。

整理番号2の農地につきましても、今まで耕作していた借受人の事情により、農地を転貸人である「千葉県園芸協会」に返却し、従前と同じ契約内容で、新たに借受人のみを変更し賃借権の設定を行うものです。

場所につきましては、19ページから20ページをご覧ください。

整理番号2 農地の所在が酒直字船戸埜、地目は登記簿が畑、現況は田、農振農用地で面積は72㎡他49筆で、合計46,473㎡です。

内容は賃借権の設定で、貸付人、借受人、転貸人、経営面積は記載のとおりです。

また、10aあたりの賃借料は1.5俵になります。期間は令和6年2月20日からとなり、既に農地中間管理権が設定されているため、利用権の期間は残存期間となります。

借受人については、認定農業者になり、耕作等の状況、農機具の所有状況、農作業に従事する者の数等からみて全部効率要件及び農作業常時従事要件は問題ないと思われます。

以上、説明とさせていただきます。

○議長（宮本敏郎）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

(挙手なし)

○議長（宮本敏郎）

発言がないようですので、以上で質疑を打ち切り採決します。

議案第6号 整理番号2について、町に対し、意見なしとして回答することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長（宮本敏郎）

挙手全員、よって議案第6号 整理番号2については、農業委員会として意見がない旨回答することに決定しました。

○議長（宮本敏郎）

次に、報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局の説明を求めます。

○事務局長（大野茂夫）

それでは、21ページ、報告第1号 整理番号1について、ご説明させていただきます。場所につきましては、22ページをご覧ください。

整理番号1 農地の所在が北辺田字向芝、地目は登記簿・現況共に畑、農振農用地で面積は813㎡です。

貸付人、借受人、解約の申し入れ日、解約の成立日、土地の引き渡し日及び解約の通知日につきましては、記載のとおりになります。

本件は、賃貸借契約により借受人が耕作してきた農地について、貸付人と借受人が話し合いの結果、双方合意のうえ契約を解除し、農地を貸付人に返すということで、その旨を書面で農業委員会に通知してきたものでございます。以上、説明とさせていただきます。

○議長（宮本敏郎）

この案件は、報告だけで採決はしませんが、何か質問がありましたら挙手をお願いします。

(挙手なし)

○議長（宮本敏郎）

発言がないようですので、以上で報告第1号を終わります。

○議長（宮本敏郎）

以上で本日の議案の審議はすべて終了しました。その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いします。

(挙手なし)

○議長（宮本敏郎）

よろしいですか、それでは以上をもちまして令和6年第2回総会を閉会します。

○事務局長（大野茂夫）

起立、礼、お疲れ様でした。

午後3時35分閉会